

20年第121回地方公団体金融機構債券

発行要項

- 債券の名称 20年第121回地方公共団体金融機構債券
 - 債券の総額 金150億円
 - 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本機構債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。
 - 各機構債券の金額 1,000万円
 - 利 率 年2.659パーセント
 - 払 金 額 額面100円につき金100円
 - 償 返 金 額 額面100円につき金100円
 - 償還の方法及び期限
 - 本機構債券の元金は、令和27年9月28日にその総額を償還する。
 - 償還すべき日(以下「償還期日」という。)が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - 買入消却は、いつでもすることができる。
 - 利息支払の方法及び期限
 - 利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、令和8年3月28日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月28日及び9月28日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - 払込期日の翌日から令和7年9月28日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本機構債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき本要項第5項に定める利率により計算される金額(以下「経過利息」という。)を支払う。経過利息は、半箇年の日割をもって計算する。
 - 担保 本機構債券の債権者は、地方公共団体金融機関法(平成19年法律第64号)の規定により、地方公共団体金融機関(以下「機関」という。)の財産について他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - 募集の受託会社
 - 地方公共団体金融機関法第40条第4項に基づく本機構債券の募集の受託会社(以下「受託会社」という。)は、株式会社みずほ銀行とする。
 - 受託会社は、本機構債券の債権者のために弁済を受け、又は本機構債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び機関と受託会社との間の令和7年9月9日付20年第121回地方公共団体金融機関債券募集委託契約証書(以下「委託契約」という。)に定める義務及び権限を有する。
 - 期限の利益の喪失事由 本機構債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 - 機関が本要項第8項又は第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - 機関が発行する本機構債券以外の債券、地方公共団体金融機関法附則第9条第1項の規定により機関が公営企業金融公庫より承継した債務に係わる債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は機関以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して機関が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合は、この限りではない。

額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続き又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本機構債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本機構債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本機構債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。機構は、その代表者若しくは代理人を当該集会に出席させ、又は書面によって意見を述べることができる。
- (10) 債権者集会の決議は、本機構債券を有する全ての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか、債権者集会に関する手続きは機構と受託会社とが協議して定め、本要項第13項に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手続きに要する合理的な費用は機構の負担とする。

18. 申込期日 令和7年9月9日

19. 募入方法 応募超過の場合は、本要項第21項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

20. 払込期日 令和7年9月19日

21. 引受並びに募集の取扱者

みずほ証券株式会社（代表）

野村證券株式会社（代表）

岡三証券株式会社（代表）

22. 振替機関 株式会社証券保管振替機構

23. 発行代理人及び支払代理人 本要項第22項の振替機関が定める振替機関の業務規程その他振替機関が定める規則、業務処理要領に基づく本機構債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほ銀行においてこれらを取り扱う。